

(指定日の前日までに締結した工事の請負等の契約)

9 改正法附則第5条第3項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》の規定は、指定日の前日までに工事の請負等に係る契約を締結し、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等について適用されるから、指定日以後に締結された契約に基づく工事の請負等には同項の規定は適用されないものであるから留意する。

(注) 指定日以後に締結された契約に基づき施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しが行われる工事の請負であっても、消費税法第17条第1項《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する長期大規模工事又は同条第2項に規定する工事の請負に係る契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該長期大規模工事又は工事に係る対価の額についてこれらの規定の適用を受けるときは、改正法附則第7条《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》の規定を適用することとなるのであるから留意する。